

技術士補の新規登録手続き案内

目次	頁
はじめに	2
新規登録の流れ	3
Ⅰ 技術士を補助する業務について	4
Ⅱ 新規登録の手続きについて	5
Ⅲ 登録申請に必要な書類等	
1. 提出書類	6
2. 登録免許税	7
3. 登録手数料	7
Ⅳ 申請書等の作成	
1. 技術士補登録申請書	8
2. 登記されていないことの証明書及び身分証明書	10
3. 補助しようとする技術士の証明書	12
4. 指定された教育課程を修了したことを証する書類	13
5. 登録証発送用宛名ラベル	13
Ⅴ 申請書等の作成上の注意事項	14
登録後の手続き	15
書類の提出先	17
「新規登録手続き」提出書類チェックリスト	17

個人情報に関する取り扱い

公益社団法人日本技術士会は技術士補登録手続きに際し、技術士補登録申請書等に記載された個人情報について、本登録に関わる事務並びに登録者の方に対する本会からのお知らせや情報提供などの目的に限り利用します。

また、外部から個人情報の公開・提供の依頼があった場合、その要請に対しては拒否し、登録者の皆様のプライバシー保護を遵守します。

ただし、法令により開示しなければならない場合は、個人情報を開示する場合があります。詳細は、本会ホームページ「プライバシーポリシー」を参照して下さい。

はじめに

技術士第一次試験に合格された方及び

文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程を修了した方[※]は、「技術士補」となる資格を有しています。〔技術士法第4条第2項〕

※ 技術士法第31条の2第2項の「大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するもののうち、その修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したもの」について、現在、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定課程を文部科学大臣が指定しています。

指定された課程（以下「JABEE認定課程」という）の一覧は、本会ホームページの

[試験・登録情報](#) → [指定された教育課程の修了者](#) を参照して下さい。

有資格者が「技術士補」となるためには、

文部科学大臣指定登録機関である公益社団法人日本技術士会に登録の申請を行い、技術士補登録簿に必要な事項の登録を受けなければなりません。〔技術士法第32条第2項〕

なお、有資格者が技術士補の登録を受ける前に「技術士補」の名称を使用した場合には、罰則が適用されます。〔技術士法第57条第1項及び第62条第3号〕

「技術士補」の登録にあたっては、次の2つの事項が具備されることが必要です。

1) 技術士を補助する業務を行おうとする者であること

技術士補の定義において、「…第32条第2項の登録を受け、技術士補の名称を用いて…技術士を補助する者をいう。」と規定されています。

したがって、補助する技術士を選定することが必要です。

技術士を補助しない者は技術士補の名称を用いて業務を行うことはできません。

また、技術士の補助としての立場であっても、その業務内容は高度なものであり、単純な技能的業務や、庶務的な業務は技術士補の業務とはみなされません。

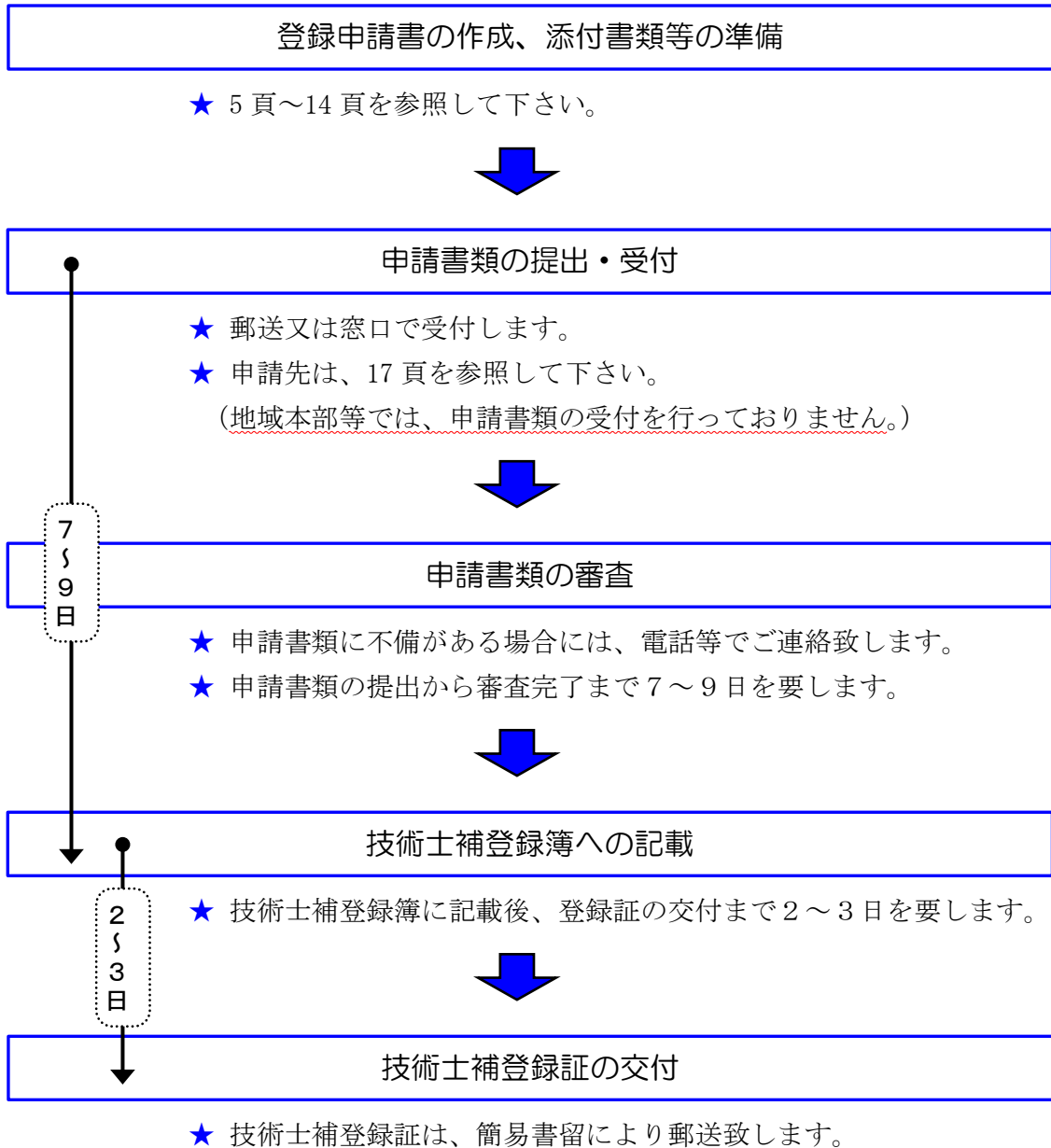
技術士補の業務とはみなされない業務の例

- * 単純なトレース
- * 単純計算、計算のチェック（検算）
- * 報告書、仕様書等の浄書、製本、タイプ
- * 文献、その他情報資料の単純な整理・仕分け
- * 実験用器具の洗浄、乾燥、保管
- * 試験用機器の単純操作
- * OA機器の操作
- * 機械、測定器等の監視
- * 電気工事の単純配線
- * 測量調査の補助
- * 試験用機器からのデータの収録
- * 組立図から部品リストの作成
- * 物品、器具等の販売営業
- * 事務処理（経理、事務連絡等）

2) 技術士法第3条に規定されている欠格条項に該当しない者であること

欠格条項に該当する方は、技術士補となる資格を喪失しているため、登録を受けることができません。

< 新規登録の流れ >



3月～4月の間は申請が集中しますので、申請書類の提出・受付から技術士補登録証の交付までに、2週間ほど要する場合があります。

I 技術士を補助する業務について

技術士補の登録を申請する場合は、補助しようとする技術士の氏名 及び 当該技術士の事務所の名称や所在地等を明記しなければなりません。〔技術士法第32条第2項〕

なお、補助しようとする技術士は、「技術士第一次試験で合格した技術部門」又は「JABEE認定課程が対応する技術部門」と同一の技術部門の技術士に限られます。

また、技術士補の登録にあたっては、補助しようとする技術士との間に、補助する業務に関する相互の了解が必要です。

1) 技術士を補助することが可能な事例

① 補助しようとする技術士と勤務先（会社等）が同一の場合

- * 同一部署に上司あるいは同僚として技術士がいる。
- * 異なる部署に技術士がいる。
- * 異なる勤務地（本社、支店、工場等）に技術士がいる。

② 補助しようとする技術士と勤務先（会社等）が異なる場合

⇒ 勤務先は異なるが、補助する業務に関し相互に了解されている。

③ 兼業あるいは副業で技術士を補助し、反復・継続性がある場合

2) 技術士を補助することが原則として不可能であると判断される事例

補助する技術士が部下の場合

⇒ 通常、職制からみれば、補助する業務を行うことはないと考えられるため。

3) 技術士を補助することが不可能な事例

① 補助しようとする技術士の技術部門が同一でない。

② 技術士業務の補助をしていない。

⇒ 技術士が講演会等の講師で、技術士補が当該講演会等の受講者の場合等。

II 新規登録の手続きについて

技術士補になるためには公益社団法人日本技術士会（以下、「当会」という。）に備えてある技術士補登録簿に登録されなければなりません。〔技術士法第32条第2項〕

技術士補登録簿に登録されると、**技術士補登録証**が交付されます。〔技術士法第34条〕

1) 申請書類の提出

技術士補となる資格を有し、新たに技術士補になろうとする方は、**技術士補登録申請書（様式第六 又は 様式第六の二）***を作成し、**必要な書類等**を添えて当会〔宛先_17頁〕に提出して下さい。

※ 技術士第一次試験合格者の方 → 様式第六
JABEE認定課程修了者の方 → 様式第六の二

2) 登録手続きの完了

当会は、提出された**技術士補登録申請書及び添付書類**の記載事項について審査し、技術士補登録簿に必要な事項について登録します。

⇒ 登録簿に登録された日付をもって、技術士補の登録を受けたことになります。

登録手続きの完了後、当該申請者に対して、**技術士補登録証**を交付します。

なお、技術士補となる資格を有しないと認めるときは、登録申請書を返却致します。

★ 技術士補登録簿には、次の事項が記載されます。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 氏名及び生年月日
- ③ 第一次試験に合格した年月及び合格した技術部門の名称

〔 JABEE認定課程修了者の方にあっては、当該課程を修了した年月及び当該課程が対応する技術部門の名称 〕

- ④ 補助しようとする技術士の登録番号及び氏名
並びに当該技術士の事務所の名称及び所在地

★ 技術士補登録証には、次の事項が記載されます。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 氏名及び生年月日
- ③ 登録した技術部門の名称

Ⅲ 登録申請に必要な書類等

1. 提出書類

全ての申請者が提出する書類

- ① 技術士補登録申請書（様式第六 又は 様式第六の二）… 8 頁
2 種類の申請書があります。次の該当する様式を使用して下さい。

技術士第一次試験合格者の方 ⇒ 様式第六
JABEE 認定課程修了者の方 ⇒ 様式第六の二

- ② 登記されていないことの証明書 … 10 頁
③ 身分（又は、身元）証明書【禁治産・準禁治産、後見に関する証明】… 10 頁
★ 住民票の写し、戸籍抄本、運転免許証等とは異なります。
④ 補助しようとする技術士の証明書（補登録用書類 No.2）… 12 頁
⑤ 登録証発送用宛名ラベル … 13 頁

該当する方のみ提出する書類

補助しようとする技術士と勤務する会社等が異なる方

- ⑥ 補助しようとする技術士に係わる勤務先の同意書（補登録用書類 No.3）… 12 頁

JABEE認定課程修了者の方

- ⑦ 指定された教育課程（JABEE認定課程）を修了したことを証する書類 … 13 頁

2. 登録免許税

登録申請にあたり、登録免許税法に基づき、登録免許税 15,000 円の納付が必要です。
申請書の所定欄に、15,000 円分の収入印紙（郵便局で購入）又は、
麴町税務署あての、国税収納を取扱う金融機関からの領収証書を貼り付けて下さい。

- ★ 収入印紙に消印又は割印すると無効になりますので注意して下さい。
- ★ 登録免許税であるため、税印の押捺による納付はできません。

3. 登録手数料

登録申請にあたり、登録手数料 6,500 円〔非課税〕を次のとおり納付して下さい。

郵便局又は銀行で振込みを行う場合

郵便局又は銀行に備え付けの払込用紙により、
下記のいずれかの口座へ 6,500 円を振り込んで下さい。

振込みの手続きを行うと、窓口の場合は受領証等、
ATMの場合は明細票等（振込者・振込先・金額・振込日の表示があるもの）
が発行されますので、その原本を申請書の所定欄に貼り付けて下さい。
控えが必要な場合は、コピーをとっておいて下さい。

郵便局	加入者名	郵便振替払込口座番号
	公益社団法人日本技術士会	00160-1-148761

	銀行名	口座番号
	三菱東京UFJ銀行・本店	普通預金 No. 7645088
	三井住友銀行・本店営業部	普通預金 No. 5362427

インターネットバンキングを利用して振込みを行う場合

上記いずれかの口座（郵便局又は銀行）へ 6,500 円を振り込んで下さい。

振込の内容（銀行名・振込者（申請者本人）・振込先・金額・振込日）
及び完了が確認できる画面を印刷し、申請書の所定欄に貼り付けて下さい。

IV 申請書等の作成

申請書等の各種様式は
当会ホームページより
ダウンロード可能です。

1. 技術士補登録申請書

技術士第一次試験合格者の方（様式第六を使用）

表面；下記①～⑧の事項を記入して下さい。

裏面；7頁（登録免許税/登録手数料）のとおり、手続き・貼付けを行って下さい。

① 氏名/生年月日/本籍地

* 氏名の漢字は、戸籍に記載されたとおりに、略さず正確に記入して下さい。

「ひらがな」でふりがなを附し、該当する性別に○印をつけて下さい。

⇒ コンピュータ対応漢字（JIS第一水準、第二水準）以外の漢字で登録を希望する場合は、その旨ご記入下さい。

⇒ 申請時の氏名が試験合格時と異なる場合は、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）を添付して下さい。

⇒ 登録証には、旧姓・通称を併記することができます。[14頁参照]

* 生年月日は、和暦で記入して下さい。

* 本籍地は、都道府県名（外国籍の方は、国名）を記入して下さい。

② 現住所

都道府県から、丁目、番地、号まで、略さずに記入して下さい。

郵便番号・電話番号も忘れずに記入して下さい。

③ 技術士第一次試験に合格した年月

和暦で、何年何月と記入して下さい。

④ 技術士第一次試験の技術部門の名称

第一次試験で合格した技術部門の名称を記入して下さい。

⑤ 技術士第一次試験合格証番号

技術士第一次試験合格証の左上に記載されている番号を、

「第■■■■■号」と正確に記入して下さい。

⑥ 補助しようとする技術士

技術士（第一次試験で合格した技術部門と同一の技術部門の技術士）

の登録番号、氏名、事務所の名称・所在地を記載して下さい。

★「現在、技術士として登録している事務所の名称・所在地」を記入して下さい。

（現在の登録内容が不明な場合は、事前にお問い合わせ下さい。）

★ 登録内容と記入内容が異なる場合には、

当該技術士に登録事項変更手続きを行っていただく必要があります。

⑦ その他

「その他」の欄の1～4は、技術士法第3条の欠格条項についての記載です。内容を確認し、すべて、“（ロ）該当しない。”に○印をつけて下さい。

- ★ ○印をつけ忘れると、申請書上完全なものとして取扱うことができません。
- ★ 欠格条項のいずれかに該当する方は、技術士補の登録を受けることができません。

⑧ 申請年月日/会長名/申請者氏名

申請年月日、当会の会長名及び申請者氏名（必ず自署）を記入する欄がありますので、忘れないように記入して下さい。

- ★ 申請者氏名の記入については、タイプ打ち（ワープロを含む）や、代筆などの本人以外による署名は無効になります。
- ★ 郵送の場合の申請年月日は、その発送日を記入して下さい。

JABEE 認定課程修了者の方（様式第六の二を使用）

表面； 8頁～9頁の①/②/⑦/⑧に示す事項、及び以下の①～③の事項について、記入して下さい。

裏面； 7頁（登録免許税/登録手数料）のとおり、手続き・貼付けを行って下さい。

① 文部科学大臣が指定した技術部門の名称

当該JABEE認定課程に対応する技術部門^{*}の名称を記載して下さい。

※ 技術士法第31条の2第2項の規定により
文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程及び当該課程
に対応するものとして文部科学大臣が指定した技術部門

② 文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程の修了年月

当該JABEE認定課程を修了した年月を記載して下さい。

③ 補助しようとする技術士

技術士（当該JABEE認定課程に対応する技術部門と同一の技術部門の技術士）の登録番号、氏名、事務所の名称・所在地を記載して下さい。

- ★ 「現在、技術士として登録している事務所の名称・所在地」を記入して下さい。
(現在の登録内容が不明な場合は、事前にお問い合わせ下さい。)
- ★ 登録内容と記入内容が異なる場合には、当該技術士に登録事項変更手続きを行っていただく必要があります。

2. 登記されていないことの証明書及び身分証明書

成年被後見人又は被保佐人は技術士補になることができません。〔技術士法第3条第1号〕したがって、**成年被後見人又は被保佐人でないことを証明しなくてはなりません。**

この証明には、成年後見登記制度における、登記されていないことの証明書及び身分（又は、身元）証明書【禁治産・準禁治産、後見に関する証明】の2つが必要です。いずれも申請日前3か月以内に発行されたものを添付して下さい。

登記されていないことの証明書

東京法務局民事行政部後見登録課、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍窓口で発行事務を行っています。（外国籍の方にも発行しています。）

住所・本籍にかかわらず、全国いずれの窓口でも申請することができますが、郵送による申請は、東京法務局民事行政部後見登録課のみの取り扱いとなります。

- ★ 申請書用紙は、後見登録課、最寄りの法務局・地方法務局又はその支局等の備え付けの用紙か、下記ホームページ中のものを使用して下さい。
- ★ 証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」です。

「登記されていないことの証明書」の郵送における交付・申請先（問い合わせ先）

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課〔電話〕03-5213-1360

参考；東京法務局ホームページ中の成年後見登記に関する業務案内

〔URL〕http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_seinen.html

身分証明書（又は、身元証明書）【禁治産・準禁治産、後見に関する証明】

申請者の本籍地のある市区町村で発行しています。

（市区町村により証明書の名称は異なりますので、自治体に確認して下さい。）

- ★ 住民票の写し、戸籍抄本、運転免許証等とは異なります。
- ★ 証明事項として、
「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと」及び
「後見登記の通知を受けていないこと」について、申請を行って下さい。
なお、「破産の通知を受けていないこと」の証明は不要です。
- ★ 外国籍の方は、代用として住民票（“住民票の写し”の原本）が必要です。

「登記されていないことの証明書」と「身分（又は、身元）証明書」について

平成12年3月31日以前に、禁治産者（改正後は成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（改正後は被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されていましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

その結果、いずれの時点においても欠格事項に該当していないことを証明するために、制度の改正前について禁治産者・準禁治産者でないことを証明する「身分（又は、身元）証明書（本籍地の市区町村が発行）」、改正後について成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書（法務局が発行）」の両方が必要となります。

「登記されていないことの証明書」見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	
②生年月日	
③住所	
④本籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。
平成■■年■■月■■日
東京法務局 登記官 ○○○○

「身分証明書」見本

身分証明書（身元証明書）	
本籍	
本人氏名	
生年月日	

1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
2. 後見登記の通知を受けていない。
3. 破産の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。
平成■■年■■月■■日
○○県 ○○市長 ○○○○

「3. 破産」に関する証明は、受けなくても結構です。

3. 補助しようとする技術士の証明書

証明書（補登録用書類 No.2）

技術士補の登録申請にあたり、
補助しようとする技術士による証明書（補登録用書類 No.2）が必要です。
必要事項を記入のうえ、当該技術士の捺印【私印】を受けて下さい。

- ★ 補助しようとする技術士は、「技術士第一次試験で合格した技術部門」又は「JABEE認定課程が対応する技術部門」と同一の技術部門の技術士に限られます。

同意書（補登録用書類 No.3）

申請者と補助しようとする技術士の、勤務する会社等が異なる場合には、
補助しようとする技術士による証明書（補登録用書類 No.2）の他に、
申請者が勤務する会社等からの同意書（補登録用書類 No.3）も必要になります。

- ★ 会社等の就業規則等では、当該職員が他の業務を兼ねるような場合に、あらかじめ会社等の責任者の了解を得るのが通例となっていますので、無用のトラブルを避けるために同意書を提出していただきます。
- ★ 当該技術士の「現在、技術士として登録している事務所の名称・所在地」と同意書（補登録用書類 No.3）に記入する内容が異なる場合には、当該技術士に登録事項変更手続きを行っていただく必要があります。

同意書の証明権者等

同意書（補登録用書類 No.3）については、
会社等の名称印【社印等】及び証明権者の公印【代表者印】の捺印が必要です。

同意書についての証明権者（代表者等）は次のとおりです。

会 社	代表者（会長、社長、証明権を委任されている総務・人事部長等）
団 体	代表者（理事長、会長等）又は 代表者から証明権を委任されている者
官公庁	任命権者 又は 局長、部長等

申請者本人が代表者である場合は、自らが自らのことを証明する形になります。

4. 指定された教育課程を修了したことを証する書類

「JABEE認定課程を修了」の要件により技術士補の登録を申請する方は、下記の書類のうち、いずれか1つを提出して下さい。

- * JABEE修了証（認定証）のコピー
- * JABEE修了証明書（認定証明書）の原本、
- * 卒業証明書（指定された課程の名称、入学及び卒業年月が明記されたもの。いずれかの記載がない卒業証明書は認められません。）の原本

※ 指定された学部、学科、コース名（プログラム名）等が明記された証明書を添付して下さい。

例えば、「■■大学■■学部■■学科（昼間コースに限る）」の場合は、「昼間コース」まで明記された証明書等の提出が必要となります。

指定された課程（JABEE認定課程）の名称は、当会ホームページの

試験・登録情報 → 指定された教育課程の修了者 を参照して下さい。

5. 登録証発送用宛名ラベル

登録手続き終了後、技術士補登録証を簡易書留で郵送致しますので、**登録証発送用宛名ラベル**（様式を当会ホームページよりダウンロードして下さい。）をラベル用紙（シール用紙）に印刷のうえ、送付先を記入し、申請書等と一緒に提出して下さい。

- ★ ラベル用紙に印刷できない場合は、普通用紙に印刷し、その裏面に両面テープを貼ってラベル状にしたもの、又は市販ラベル（縦5 cm×横9 cm以下）に送付先を記載したものを提出して下さい。
- ★ 会社等に郵送する場合には、会社名/部署名等も記載して下さい。
- ★ 本人以外宛に郵送する場合は、ラベルの所定欄に本人氏名を必ず署名して下さい。

V 申請書等の作成上の注意事項

1) 申請書類の氏名の自署

申請書類の作成に当たっては、黒又は青色のボールペンにより、楷書体の文字で明瞭に記入して下さい（鉛筆書きは不可）。

申請者氏名については、申請者本人の自署が必要な箇所があります。 [9 頁 ⑧参照]

2) 添付書類の確認

添付書類について、次の点を確認して下さい。

- * 証明書（補登録用書類 No.2）について、当該技術士の印【私印】の捺印があるか。
- * 同意書（補登録用書類 No.3）について、勤務先の会社等の名称印【社印】及び証明権者の公印【代表者印】の捺印があるか。
- * その他、証明する記載内容に不備又は誤記がないか。

3) 訂正印の捺印

誤記、削除をした場合には、必ず訂正印を捺印して下さい。

- * 技術士補登録申請書（様式第六、様式第六の二）→ 申請者本人の訂正印
- * 証明書（補登録用書類 No.2）→ 当該技術士の訂正印
- * 同意書（補登録用書類 No.3）→ 証明者の訂正印

4) 複数の技術部門を一度に登録する場合

新規登録において、複数の技術部門を一度に登録する場合は、1 枚の申請書にすべての技術部門を記入して下さい。

なお、登録に係る免許税及び手数料は、1 技術部門に登録する場合と同額です。

5) 技術士補登録証に旧姓・通称を併記する場合

婚姻、養子縁組等により氏名に変更があった方が、登録証に記載する氏名に旧姓の併記を希望する場合は、申請書の氏名記入欄に旧姓を併記し、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）を添付して下さい。

また、住民票に通称が登録記載されている外国籍の方が、登録証に記載する氏名に通称の併記を希望する場合は、申請書の氏名記入欄に通称を併記して下さい。

申請書 記入例	(ふりがな)	あさくさ どうげん	しぶや どうげん
	氏 名	浅草 道元	(旧姓； 澁谷 道元)

登録後の手続き ※ 当会ホームページ【技術士・技術士補 登録について】参照

1) 登録事項の変更 [技術士法第35条]

登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出なければなりません。

下表「登録事項変更手続き一覧」の「登録事項変更事由」が生じたときは、

登録事項変更届出書（様式第十一）及び添付書類を当会〔宛先_17頁〕に提出して下さい。

登録事項変更手続き一覧

	提出書類	手数料
補助しようとする技術士の変更	登録事項変更届出書（様式第十一） 添付書類 ① 証明書（補登録用書類 No.4） ② 必要に応じ、同意書（補登録用書類 No.3） ⇒ 当該技術士と会社等が異なる場合に添付	無
補助しようとする技術士の 事務所の名称・所在地の変更 ※ 当該技術士の登録事項変更を 既に届け出ていること又は 同時に届け出ることが必要	登録事項変更届出書（様式第十一） 添付書類 ① 証明書（補登録用書類 No.4） ② 必要に応じ、同意書（補登録用書類 No.3） ⇒ 当該技術士と会社等が異なる場合に添付	無
氏名の変更 【登録証の訂正あり】	登録事項変更届出書（様式第十一） 添付書類 ① 登録証発送用宛名ラベル ② 技術士補登録証（返却、紛失の場合は不要） ③ 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	6,500 円
技術部門の追加 【登録証の訂正あり】	登録事項変更届出書（様式第十一） 添付書類 ① 登録証発送用宛名ラベル ② 技術士補登録証（返却、紛失の場合は不要） ③ 証明書（補登録用書類 No.4） ⇒ 追加部門の技術士による証明 ④ 必要に応じ、同意書（補登録用書類 No.3） ⇒ 当該技術士と会社等が異なる場合に添付	6,500 円

登録証の訂正が伴う場合は、手数料が必要です。

- ★ 各種様式を当会ホームページに掲載しております。
- ★ 本籍地の変更については、登録事項変更手続きの必要はありません。
- ★ 技術士補本人の勤務先は登録事項でないため、変更手続きの必要はありません。
- ★ 複数の変更手続きを行う場合は、1枚の届出書に変更内容をすべて記載して下さい。
- ★ 手続き期間は、申請受理から1週間前後となります。

登録証の訂正がある場合を除き、変更手続きが完了した旨の通知は致しません。

2) 技術士補登録証明書の発行申請

技術士補登録証明書の発行を申請する場合は、
技術士補登録証明願に登録内容等を記入し、当会〔宛先_17頁〕に提出して下さい。

技術士補登録証明書の記載内容

- * 氏名 / 生年月日
- * 登録番号 / 登録年月日
- * 技術部門の名称 / 第一次試験合格年月（JABEE課程修了年月）

- ★ 証明書の発行手数料は、1件(通) 400円(消費税込)です。
- ★ 登録事項変更届出書〔15頁参照〕と同時に提出しても結構です。

郵送による申請方法

証明書1件(通)当たり400円の定額小為替証書（郵便局で購入）、及び
82円の郵便切手を貼った封筒（長形3号、証明書3通まで、受取人の宛名を記入）を
技術士補登録証明願に同封し、当会〔宛先_17頁〕に送付して下さい。

3) 技術士補登録証の再交付申請〔技術士法施行規則第18条第1項〕

技術士補登録証を汚損又は紛失した場合には、遅滞なく、当会〔宛先_17頁〕に
登録証再交付申請書（様式第十二）を提出して下さい。

なお、汚損の場合は、汚損した登録証を返却して下さい。〔同条〕

- ★ 再交付申請にあたり、登録証発送用宛名ラベルも一緒に提出して下さい。
- ★ 手続き期間は、申請受理から1週間前後となります。

4) 業務の廃止等の届出〔技術士法施行規則第19条〕

技術士補の登録は終身有効ですが、補助する業務を廃止する場合、又は
技術士補本人が死亡された場合は、本人又はその相続人若しくは法定代理人は、
業務の廃止等の届出（登録用書類 No.5）を当会〔宛先_17頁〕に提出するとともに、
技術士補登録証を返却して下さい。

5) 各種手数料の納付について

登録証の訂正〔技術部門の追加、氏名の変更〕、登録証の再交付を申請するにあたり、
登録手数料 6,500円〔非課税〕が必要になります。

⇒ 新規登録に係る登録手数料と同様に、7頁のとおり納付して下さい。

書類の提出先（問い合わせ窓口）

登録申請書類等は、下記の宛先まで、簡易書留郵便にて送付（提出）して下さい。

公益社団法人日本技術士会 技術士試験センター 登録係
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2丁目10番7号 新大宗ビル9階
電話 03-3461-8827 / FAX 03-3461-8829

「新規登録手続き」提出書類チェックリスト

技術士補登録申請書

表面【1枚目】

- 記入漏れがなく、「その他」欄の「(口) 該当しない」に全て○が付いている。
- 下部の氏名欄に、本人氏名が自署されている。
- 補助しようとする技術士の事務所の名称及び所在地を確認した。
技術士は登録している事務所が本社で実際に勤務している事務所は支店や事業所等の場合がありますので、不明確な場合は、事前にお問い合わせ下さい。

裏面【2枚目】

- 収入印紙（15,000円分）が貼り付けてある。
- 登録手数料（6,500円）の受領証等（原本）が貼り付けてある。

必須書類の添付

各証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付して下さい。

- 登記されていないことの証明書
- 身分証明書（又は、身元証明書）【禁治産・準禁治産、後見に関する証明】
- 補助しようとする技術士の証明書（補登録用書類 No.2）
⇒ 当該技術士の私印が押印してあること。
- 登録証発送用宛名ラベル

【要追加】JABEE認定課程修了の要件で登録する場合

- JABEE認定課程を修了したことを証する書類 [13頁参照]

【要追加】補助しようとする技術士と会社等が異なる場合

- 同意書（補登録用書類 No.3） [12頁参照]

☆ 登記されていないことの証明書と身分証明書（又は、身元証明書）【禁治産・準禁治産、後見に関する証明】は、別の書類です。両方を必ず添付して下さい。 [11頁参照]